

協力要請書審査結果

1. 審査結果

全要請書(119市町村)について、要請内容の妥当性を確認

- ・要請書の内容を適切なレベルまで引き上げるため、自治体に確認しつつ調整を実施
- ・確認を要した市町村数は1自治体(構成比0.8%)、計画書の精度は更に向上した

年度	17	18	19	20	21
要請市町村数	70	119	121	120	119
確認を要した市町村数	45	↓ 18	↓ 5	↑ 9	↓ 1
構成比	64.3%	15.1%	4.1%	7.5%	0.8%

【参考】 審査方法

市町村から提出された要請書類(協力要請書・事業計画書・事業明細書)を下記審査基準に沿って審査

【審査基準】

審査項目	審査基準	審査項目	審査基準
①対象地域の公示	①主務官庁(経産省・環境省)より対象地域の公示を受けていること	⑧証拠書類	⑧証拠書類がガイドラインの記載例等に沿って合理的に選択されていること
②添付書類との整合性	②事業計画書・事業費明細書と整合していること	⑨理解普及活動	⑨周知活動(時期、方法)が具体的に記述されており、その活動が理解普及に有効であること
③関連業者の状況	③離島の関連業者の有無・業種について正しく把握し記載されていること	⑩発生予定台数	⑩使用年数算定式や推定式を参考にして算出された合理的な発生予定台数であること
④保有台数	④離島の自動車保有台数を正しく把握し、記載されていること	⑪事業明細書との整合性	⑪総事業予定額および要請予定額が事業費明細書と整合していること
⑤海上輸送範囲	⑤海上輸送範囲の記述内容(業者間の引渡し順序等)が自動車リサイクル法に適合していること	⑫海上輸送費	⑫海上輸送パターン別、車種別に分類し、正しく記入され分類内容に基づいて数量、単価、金額が記述されていること、また輸送単価が妥当であること
⑥海上輸送パターン	⑥海上輸送パターンが要綱の記載に沿って選択されており、また輸送方法が自動車リサイクル法および廃棄物処理法に適合していること	⑬その他費用	⑬⑫の分類に沿って必要とされるその他の費用(荷役費用等)が記述されていること
⑦事業概要	⑦事業の取り回しが具体的に記述されていること また、この取り回しが実施可能なこと		

【海上輸送パターン一覧表】

		島内関連事業者の存在		
		無	有	
使用船	チャーター船	自治体手配	Aパターン	Cパターン
		業者手配	—	Dパターン
	定期船 (最終所有者手配)	Bパターン	Eパターン	

2. 確認・調整を要したケース

市町村名	パターン	確認を要した審査項目	具体的内容	結果	判定									
五島市 (長崎県)	B、D、E	⑫	<p>離島間の海上輸送における高額単価の存在</p> <p>・市平均単価は5.6千円であるが、対象離島6島のうち2島(栴島カバシマ、嵯峨島)の単価が36.8千円と高額 船会社の定期航路がなく、またチャーター方式では、台あたりの輸送単価が10万円以上と高額 そのため、住民が車検時等の自動車航送に使用している土木会社に相見積もりを取ったうえで 最安値のものに決定 (なお、通常住民が負担している2割分は五島市が負担している)</p>	<p>相見積もりを取ったうえで最安値のものに決定していることから、現時点では、これ以上の輸送単価低減は困難であると認められるため、容認したい</p> <p>(参考)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>保有台数</th> <th>計画台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>栴島</td> <td>39</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>嵯峨島</td> <td>10</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>		保有台数	計画台数	栴島	39	4	嵯峨島	10	2	○
	保有台数	計画台数												
栴島	39	4												
嵯峨島	10	2												